

平成31年度伊勢原市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針（以下「調達方針」という。）を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図る。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市の全ての部局（以下「関係部局」という。）が発注する物品等の調達とする。

4 調達方針の対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労施設等は、次のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

5 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品等とする。

6 調達の目標

- (1) 関係部局は障害福祉主管課と連携し、障害者就労施設等が供給する物品等の調達を積極的に行うものとする。
- (2) 関係部局は、障害者就労施設等が供給可能な物品等を開拓するよう努めるものとする。
- (3) 調達目標額は、前年度に調達した実績額を上回るよう務めるものとする。

7 調達推進方法

障害福祉主管課は、障害者就労施設等が供給可能な物品等及び関係部局が必要とする物品等についての情報を収集し、調達に必要な仲介、斡旋等の調整を行い調達の推進を図る。

8 調達の推進体制

- (1) 調達方針に関する担当は、障害福祉主管課とする。
- (2) 関係部局は、積極的に発注機会の拡大に努めるものとする。

9 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定し、又は見直したときは、市ホームページ等で公表するものとする。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ市ホームページ等で公表するものとする。

10 施行期日

この方針は、平成31年4月1日から実施する。